

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名

真 崎 翔

論 文 題 目

米国の極東安全保障政策を背景とした
小笠原返還交渉の研究

論文審査担当者

主 査

名古屋大学 教授 山形 英郎

委員 名古屋大学 教授 川島富士雄

委員 名古屋大学 教授 井口 治夫

委員 名古屋大学 准教授 西川由紀子

論文審査の結果の要旨

1. 本研究の意義

本研究は、1968年アメリカ合衆国の占領から日本に返還された小笠原諸島の返還交渉に関する研究である。沖縄返還交渉に関しては数多くの業績が発表されている。今日でも米軍基地の大部分が沖縄に存在しており、「核抜き、本土並み」返還の内実が問われ続けてきた。その一方で、小笠原返還交渉に関しては、研究対象としてほとんど見捨てられた状態であった。唯一の例外と呼べるのがロバート・D・エルドリッチの研究であった。しかし、彼は小笠原返還交渉と沖縄返還交渉をそれぞれ別個のテーマとして追求しており、そこに連続性を見いだしてはいなかった。そこで本研究は、小笠原返還交渉を沖縄返還交渉に至るプロセスとして理解することによって、米国の安全保障政策に新たな光を照射しようとするものである。その際、三つの研究目的を設定した。つまり、第一に、米国の安全保障政策における小笠原の位置づけ、第二に、小笠原返還を求める日本の国民感情と小笠原を維持したいという米国の安全保障政策という相矛盾した要請を調整可能にした交渉手法、第三に、小笠原返還交渉と沖縄返還交渉との連関を明らかにすることであった。

2. 本研究の構成と概要

この論文は序章、5つの章及び終章より構成されている。序章では、小笠原返還交渉に関する先行研究を概観し、小笠原返還交渉の研究の欠落点を明らかにし、その上で上記三つの研究目的を析出する。第一章では、1945年から始まる冷戦を背景に、米ソをめぐる国際関係に日本が否応なく巻き込まれていく状況を描き出す。対日サンフランシスコ講和条約第3条の中で、小笠原諸島は信託統治制度に置くことが規定されていたが、冷戦の激化及び朝鮮戦争の勃発を背景として、それが不可能になったために、講話以降も戦後処理問題が先送りされ、小笠原諸島は米国による占領下に置かれ続けたという。

第二章では、占領期における小笠原の実相を描き出す。小笠原に戦前住んでいた島民の帰還問題と小笠原が核基地として使用されてきた現実を描写する。これは、一方で小笠原返還を求める日本国側の感情を示すことになる。他方で、小笠原諸島を核基地として保持していきたいという米国側の事情を説明することになる。まず、戦後欧米系島民のみ帰島が許されたにもかかわらず、戦前日本から移り住んだ日系島民の帰島が許されなかったこと、米国による土地買い上げ計画が持ち上がったにもかかわらず、日本政府が旧島民に補償金を支払うことによってその計画を頓挫させたこと、ソ連がシベリアにある日本人墓地への墓参を認めたにもかかわらず米国はそれを認めてこなかったことから、島民の帰島問題は米国における人種差別反対運動の中でも取り上げられ、返還交渉に弾みを付けたことを明らかにする。しかしながら、米国の安全保障政策上小笠原は重要な位置を与えられてきた。機密文書の丹念な分析から、父島には1965年まで、硫黄島には1959年まで核が配備されていたことを発見する。沖縄にも1972年沖縄返還まで、核兵器が存在していた事実を書き加えることで、大量報復戦略の一環として沖縄には核が配備されていたが、小笠原には柔軟反応戦略の一環として、核の存在が秘匿され続けてきたと推量する。そうすることで、一般に主張されているよりも早い時期に柔軟反応戦略が採用されたこと、そして米国安全保障政策上、沖縄と小笠原の位置づけに相違があったことを浮き彫りにする。

第三章では、小笠原返還交渉を促進した要因を検討する。軍事的側面、政治的側面及び経済的側面

論文審査の結果の要旨

から要因を分析する。まず、原子力潜水艦と人工衛星の登場により、小笠原も含めた地上基地の意義が減少してきたこと。次に、ベトナム戦争によりますます沖縄の米軍基地の重要性が増大したにもかかわらず、沖縄返還の要求のうねりが高まり、小笠原返還で時間稼ぎをする必要が生じたこと。そしてベトナム戦争遂行のために財政的な援助を日本から引き出す必要が生じたこと。こうした要因により、小笠原返還の機運ができたと主張する。

第四章では、小笠原返還に関する日米間の交渉を取り上げる。小笠原返還を実現するために、硫黄島には核貯蔵施設を維持するという硫黄島分離方式が案出されていく。硫黄島以外では核抜き返還が実施される一方、第二次世界大戦において最も大きな犠牲を強いられた硫黄島では、核を貯蔵する可能性を残した交渉が行われたのである。その結果が、有事の際に核貯蔵を認める小笠原「密約」の締結であった。核の貯蔵は、核の持ち込みに該当し、本来、事前協議の対象となるまでもなく不許可となるべき行為であったが、密約の中で、事前協議の対象とすることを日本側は認めざるを得なかった。しかし、事前協議の対象とすることは、実際上は許可を与えることと同義であった。

最後の第五章では、沖縄返還交渉における小笠原返還交渉の意義が明らかにされる。沖縄返還交渉では、すべての核兵器の撤去が合意された。しかし核兵器の一時的な通過及び寄港は事前協議の対象とされ、事実上の許可が与えられることになった。小笠原の場合には貯蔵の可能性が与えられ、沖縄の場合には一時的な通過及び寄港のみが認められることになったのであるが、両者を総合的かつ有機的にとらえることによって両者の相違を理解することができる。つまり、有事の際には硫黄島が核貯蔵施設となり、そこから沖縄に搬送されるシステムが構築されていたと読み解くのである。そのような理解によって初めて、小笠原返還交渉と沖縄返還交渉を一体のものとして把握し、米国はそうした青写真に基づいて交渉をおこなってきたことをさらけ出すことに成功した。終章は以上の議論の総まとめである。住民の不条理な犠牲の上に、かろうじて日米安保体制が維持されていると述べて、本論文を締めくくっている。

3. 評価

本論文は以下の点で優れた研究業績となっている。

- ① 本研究は、米国公文書館に眠る一次資料の発掘から始まり、一見脈絡のない外交文書や機密資料等をパッチワークのように組み合わせることによって小笠原返還交渉の全体像を明らかにした。膨大な資料の山の中で、想像力を働かせつつ、正確に史料を読み解く困難な作業をやり遂げたことは賞賛に値する。
- ② 単に安全保障戦略のみを検討対象とするのではなく、島民の帰還問題や米国の財政問題、さらには軍部と国務省の対立など、小笠原返還交渉を立体的に描くことに成功した。従来の研究の穴を埋めることに終わらず、エルドリッチ等の先行研究に対する批判も交えながら、新しい独自の知見を披露することができた。歴史とは偶然の産物のようにありながら、必然の連続であることを十二分に立証した論文である。
- ③ 小笠原返還があたかも全島一括返還のような装いを持たせつつも、硫黄島に限っていえば、住民の帰島が許されず、しかも有事の際には核貯蔵が認められるなど、他の小笠原諸島とは明らかに異なった取り扱いが認められた。そうした事実を鮮明に浮かび上がらせながら、小笠原

論文審査の結果の要旨

返還は事実上の「硫黄島分離返還」であったと結論づけた。これは父島の返還と対比させることで初めて得られた視点であり、従来「小笠原返還」とひとくくりにされたことへの痛烈な批判となっている。

- ④ 本研究は、小笠原返還交渉を沖縄返還交渉の礎石と位置づけた点で、従来にない視点を織り込むことができた。なぜ沖縄返還交渉においてアメリカ合衆国は核兵器の貯蔵の可能性が追求することなく、基地の自由使用のみを日本側に求めたのか、今までの研究では明らかにされてこなかった。その点に関して、本研究は、硫黄島における核貯蔵の権利を日本がアメリカ合衆国に認める密約が存在していることを明らかにし、その密約の存在ゆえに沖縄返還交渉において核の貯蔵が議論の俎上に上らなかったと主張する。こうして、小笠原返還交渉と沖縄返還交渉の結節点を見いだされた。今後沖縄返還交渉を研究する者は、小笠原返還交渉の研究を避けて通ることができなくなったといえる。

ただ、以下の点で、本論文には改善の余地がある。

- ① 本研究が依拠したのはアメリカ合衆国側の資料であり、本研究が明らかにしたのはアメリカ合衆国側から見た小笠原返還交渉の政治過程である。日本側の資料の多くが公開されていないためやむを得ないこととはいえ、日本側から見た交渉過程が十二分に明らかにされたとはいえない。日本側資料の発掘という点で、不十分さを残した。
- ② 小笠原返還を促進した要因の一つとして日本人の反米感情の増大を挙げている。しかし、論文中のグラフ（図1）からは、そうした顕著な傾向は認められず、むしろアメリカ合衆国は、アメリカ合衆国を好きでも嫌いでもない層による日本の中立志向を恐れたのではないかとの解釈も成り立ち得る。東京都知事選や沖縄行政主席選挙などの一層深い分析が必要であったろう。

以上の不十分さは存在しているが、論文としての価値を損なうものではない。むしろ、そうした点を凌駕するだけの新たな発見や新たな知見を本論文は明らかにしており、優れた博士論文であると評価することができる。

4. 結論

以上の評価により、本論文は博士（国際開発学）を授与するにふさわしい研究であると結論する。